

## 第7章 付随的事業

### 第84条 (目的)

本章は定款に定める本協会の事業に付随する事業および事業に関わる権利に関する事項について定める。

### 第85条 (事業の実施)

本協会は、卓球の普及および振興を図るため、定款に定める事業を補完することを目的として、次の各号の付随的事業を行う。

- (1) 本協会が主催する試合、催事の放送に関する放送事業
- (2) 本協会が主催する試合、催事または本協会、日本代表、もしくは日本代表の選手、監督、コーチ等（以下「代表選手等」という）に関する商品の製造・販売に関する商品化事業
- (3) その他理事会において定める事業

### 第86条 (商品化事業による収益)

本協会は、前条第2号に定める商品化事業の実施による収益を日本代表の強化・育成等のために使用する。

### 第87条 (日本代表の肖像権)

代表選手等の肖像、氏名、略歴、似顔絵、アニメ、音声、署名等（以下「肖像等」という）を管理運用する権利（以下「肖像権」という）は、本協会に専属的に帰属する。

- 2 代表選手等は、日本代表としての活動中の代表選手等の肖像等が報道、放送されることおよび当該報道、放送に関する代表選手等の肖像等につき、何ら権利を有するものではない。
- 3 本協会は、代表選手等の肖像等を、本協会の広報・広告宣伝活動等のために無償で使用するができる。
- 4 本協会は、次の各号の使用形態で包括的に使用する場合に限り、前項の権利を第三者に許諾することができる。
  - (1) 個々の画面または物等に複数（原則として3名以上）の代表選手等の肖像等を使用する場合
  - (2) 個々の画面または物等には単独の代表選手等の肖像等が使用されているが、同一の仕様および条件により、複数（原則として3名以上）の代表選手等の肖像等を使用する場合
- 5 代表選手等は、本協会から指示があった場合、本協会の広報・広告宣伝活動に使用するための素材制作（肖像写真撮影、フィルム・ビデオ撮影、インタビュー録音等）に、原則として無償で応じなければならない。
- 6 代表選手等は、日本代表のウェアを着用してテレビ・ラジオ番組もしくはイベント等に出演し、または第三者のための広告宣伝・販売促進活動等に関与する場合には、事前に本協会の承認を得なければならない。
- 7 本協会は、本条第4項各号に規定する使用形態で包括的に使用する場合に限り、代表選手等の肖像等を、商品化事業において無償で使用するができ、また第三者に対してその権利を許諾することができる。
- 8 本協会は、代表選手等の承認を得た場合に限り、単独の代表選手等の肖像等を商品化事業において使用することができる。

#### 第 88 条 (放送権)

本協会が主催する試合または催事に関するテレビ放送、ラジオ放送、インターネット放送およびモバイル放送の放送権は、すべて本協会に帰属する。

- 2 前項の放送権に関する運用の詳細については理事会において定める。

#### 第 89 条 (商品化権)

次の各号の権利を行使し、商品を製造・販売する権利（以下「商品化権」という）は、本協会に専属的に帰属する。

- (1) 本協会または日本代表の名称、ロゴ、マスコット、その他本協会もしくは日本代表を表示する名称、意匠全般に関する意匠権、商標権および著作権
  - (2) 本協会が主催する公式試合、公式催事およびその周辺における映像（動画）ならびに静止画像、ならびに公式試合のリアルタイム記録情報に関わる著作権および著作隣接権
  - (3) 第 4 条第 7 項、第 8 項に定める範囲内における代表選手等の肖像権
- 2 本協会は、前項の権利を第三者に許諾することができる。
  - 3 第 1 項の商品化権に関する運用の詳細については、理事会において定める。